

平成28年4月8日

調剤薬局様 各位

公立西知多総合病院
薬剤科統括科長

平成28年度診療報酬改定に伴う院外処方箋の運用について（依頼）

このことについて、診療報酬改定に伴って保険医療機関と調剤薬局が連携して残薬確認と日数調整を実施できるように処方箋の様式が変更されました。

「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」
「保険医療機関へ情報提供」 *疑義照会を省くものではない（解釈）
のチェック欄が追加されました。

4/11（月）から、原則 「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」と記載された院外処方箋が発行されます。

疑義照会は現状と同様に電話連絡で行いますが、その際「患者名、残薬による処方日数変更」を伝えてくだされば、即時対応できるようになりました。

ただし、処方薬品削除は次回処方にその薬品名が反映されませんので、1日（1本等）の変更とし、削除しないようにお願いします。

また、薬剤科でも疑義内容を記録する必要がありますので、後で疑義照会内容（日数変更等）を記載した処方箋を下記番号にFAXしてください。

FAX内容をもって電子カルテに反映しますのでよろしくお願いします。

FAXがない場合は、疑義内容がカルテに反映されません。病院のカルテと照らし合わせた場合、齟齬が発生し調剤薬局様で勝手に変更したこととなる可能性がありますので注意してください。

残薬日数調整専用

薬剤科 FAX 番号 0562-33-5619

ジェネリック医薬品の変更連絡は、基本「お薬手帳」に記載していただいておりますが、その他の連絡は、従来通り 0562-33-5615（FAX）となります。